

子育て支援の財源等に関する意見書

こどもたちの健やかな成長を支えるためには、保護者への経済的負担軽減は極めて重要であり、東京都が医療費助成の対象について、2023年度から高校3年生までの拡大を目指していることは大きな前進である。

しかしながら、都が示している内容では、一部自己負担や所得制限が導入されている。また、制度開始から3年間は都が全額補助を行うが、4年目以降は区市町村が2分の1を負担することとなっており、自治体の財政状況次第では4年目以降に格差が生じる懸念が指摘されている。

この4年目以降の財源等については、東京都と区市町村との間で引き続き協議の場を設けることとなったが、子育て支援や少子化対策の拡充は都民の願いであり、都内のどこでも同水準のサービスを受けられることが重要である。

よって、本区議会は、東京都に対し、今般の高校3年生までの医療費無償化については、事業経費の全額を都が負担した上で、一部自己負担や所得制限を導入せずに実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月30日

江東区議会議長 山本香代子

東京都知事 宛て